



1月19日の臨時総会で否決された予算書案については、今号では掲載しておりません。次の臨時総会が3月に予定されており、そこで予算書案を再審議することとなっております。審議の様及び予算書等については、酒販通信5月号に掲載する予定です。

還遅延の事実確認もなされておらず、また、第1期分の返還期日も迫っていたことから緊急に借入れを行った。事後報告になるが、第5号議案としてお諮りしたい。また、借入れ要請に対して、全酒協からは、不動産の譲渡担保の提供と年金精算委員会・三役からの金員の提供を求められた。譲渡担保とは、債権担保のために目的物の所有権自体を、債務者または第三者から債権者に移転し、一定期間内に債務の弁済があった場合、それを戻し、返還するというものである。このための譲渡担保設定について、第6号議案として諮りたい。

議長は議場に諮り、質疑を交付した。

質疑応答

問 13億円もの借入金性格については、中央会の責任金か立替金か。責任金であるなら、この第5号議案、第6号議案に関する議案の出し方は、「年金返還金の借入承認の件」としなければいけないのではないか。

答 年金は別会計でこれまでやってきたが、廃止という不測の事態であり、今後は、中央会の1つの事業の廃止ということで処理が進むと思う。その意味で立替金ではない。

年金は個人対個人の契約が基本となるが、ないものはないで済むものではないし、それは組織として出来ない。中央会としての対応を責任を持って行う。最大限の努力をするということで、借入を行ったもの。個人の問題として、立替金だけでは処理できないという判断で、今日の臨時総会に提案されている。第3回目の返還まできちんとやっていくのが大事なのだ。

問 この13億円を借りたとき手続上問題はなかったのか。理事会の承認だけでいいのか。もし、これが返還されなければ、中央会も全酒協も共倒れになる。

答 本来なら総会で了承を得てからやるべきだが、不測の事態である。どうしても期日どりに返還したいという年金精算委員会の考えで、理事会は、20億円の償還が遅れた理由は何なのかということを経査しつつ、長い時間をかけても戻ってくるという年金精算委員会の考えから了承した。何とか中央会として出来ることはないかと考え、少なくとも、13億円の借入について全酒協に対してお願いし、年金加入者に返還していくことを皆さんと知恵を出しながらやっていきたいということで、今回議案を提出した。

問 不動産部門で、16億円の施設建設費用の借入れ金が残っている。今回の13億円と併せ、第5号議案については、借入総金額の最高限度額を、「30億円」と訂正して審議すればよいのではないか。

答 不動産部門で、16億円の施設建設費用の借入れ金が残っている。今回の13億円と併せ、第5号議案については、借入総金額の最高限度額を、「30億円」と訂正して審議すればよいのではないか。



議長は、第7号議案の年金返還状況報告について、堀裕法律事務所、堀裕弁護士と関秀雄前事務局長の両参考人からの報告を求めた。

堀弁護士は、当会の求めに応じて調査を実施し、知り得た事実を報告。参考人は、「私が事務局長として03年上半期に行った年金資産の運用において、今日、事故がおき、そのことにより組織並びに会員の皆様、さらには全酒協組織に対し大変なご迷惑が及んでいることに対しお詫び申し上げる」とした上で、年金制度が廃止となるまでの経緯・経過、専門家も参加した年金懇談会の協議内容、今回のクレディスイス銀行との契約に至る経緯、ファンドからの償還がなかった件等について、参考人が事務局長当時に関わったことや、退職後の情報収集の中で知り得た情報等を説明した。

質疑応答

問 相場変動のリスクを回避するためにオルタナティブ（代替）運用

にしたということであったが、これだけのものを運用する際、相手が国際的な機関であることから、言語も英語で、しかも専門的なものになる。その部分に対する注意、確認をどの程度行ったのか。もう一つは、こういった場合、専門家の相談、助言を受けるべきだと思うが、それらがなされたのか、そういったリスク管理がしっかりとできていたのか伺いたい。また、140億円もの資金を、当時の事務局長と専務理事の2人だけで動かしたのか。

関係人答弁 中央会は直接的な投資ができる金融機関ではない。当然、運用を委託している銀行、投資顧問が持っている運用指図権に委ねていた。大きなお金が移動することに伴って、金融機関は企業年金の運用としてこれが適切であるか、法に適用しているかという法令遵守の審査を行っている。また、海外送金になるので、大変厳しいチェックを受ける。この審査も金融機関が確認し、最終的に総幹事の三菱信託銀行の法令遵守の審査も通ったということを確認した。当時、金融機関から6つか7つのオルタナティブ運用の提案を受けており、各金融機関のリスク分析から、これが一番リスクが低かろうということに対応した。本融資は個人に貸出するのではなく、法律事務所に貸出しを行うもの。法律事務所は、個別の案件、例えば、炭鉱労働者で労災認定を受けた方々に対して政府が証明している補償金の支払いに対する手続に要する費用を貸